○国土交通省告示第二百二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15008	トヨタ　ＣＢＡ－ＺＣＰ95	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
15009	トヨタ　ＤＢＡ－ＫＳＰ90	〃	〃
15010	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ91	〃	〃
15011	トヨタ　ＤＢＡ－ＳＣＰ90	〃	〃

○国土交通省告示第二百三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15998	スバル　ＣＢＡ－ＳＨ５	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号
16112	スバル　ＣＢＡ－ＹＡ５	〃	〃

○国土交通省告示第二百四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15260	ポルシェ　ＡＢＡ－98721	ポルシェジャパン株式会社	東京都目黒区下目黒１－８－１
15419	ポルシェ　ＡＢＡ－98720	〃	〃
15695	ポルシェ　ＡＢＡ－９ＰＡＭ5501	〃	〃
15696	ポルシェ　ＡＢＡ－９ＰＡＭ5501Ａ	〃	〃
15697	ポルシェ　ＡＢＡ－９ＰＡＭ4801	〃	〃
15698	ポルシェ　ＡＢＡ－９ＰＡＭ4801Ａ	〃	〃
15699	ポルシェ　ＡＢＡ－９ＰＡＭ4851Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第二百五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＴＤ－105	運行記録計　ＫＹＢ　ＤＴ－100	カヤバ工業株式会社　東京都港区浜松町二丁目４番１号

○国土交通省告示第二百六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－2110	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－９	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎Ｇ－2111	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ－ＤＥＴ－７	〃

○国土交通省告示第二百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－409	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＳＢ－33Ａ－ＭＳＫ05	エム・エス・ケー農業機械株式会社　東京都豊島区西池袋３丁目27番12号
㊎ＧＳ－410	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＳＢ－33－ＭＳＫ04	〃

○国土交通省告示第二百八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－461	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＥＤＭ－Ｃ１．５	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第二百九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1507	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＳＺ－ＦＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ－1508	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺ－ＦＥ１	〃
㊎Ｇ－2175	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＣＢＡ－２ＮＺＦＥ11	〃
㊎Ｇ－2176	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＫＲ－ＦＥ５	〃

○国土交通省告示第二百十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年三月二日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1620	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＭＲ18－７Ｃ11Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地